

令和7年10月29日

自由民主党  
政務調査会長 小林鷹之様  
組織運動本部長 新藤義孝様

全国老人保健施設連盟  
委員長 福嶋啓祐



## 令和8年度予算・税制等に関する要望書

日頃より介護現場に対し様々な支援策を実施していただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

しかしながら、人材不足と物価高騰により、介護老人保健施設の運営は危機的状況にあります。介護老人保健施設において一般企業と同程度以上の賃上げと、経営の維持・安定が可能となるよう、以下のとおり要望いたします。

### I. 令和8年度予算に関する要望

#### 1. 介護分野の職員の賃上げのための期中改定の実施

令和6年度介護報酬改定では、令和6年度2.5%、令和7年度2.0%の賃上げ財源が含まれましたが、令和8年度以降の対応については処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされております。この2年間、全産業では各年とも5%以上の賃上げが実施されましたが、介護団体の調査によれば介護分野の賃上げは2%台にとどまっており、全産業との賃金の差は拡がるばかりです。赤字経営の事業所が増えている介護分野では、これ以上の賃上げは困難です。

そこで令和8年度においては、介護分野の全職種について、他産業と遜色のない5%以上の賃上げが実施できるような期中改定の実施を要望いたします。

#### 2. 物価高騰に対するさらなる支援

長引く物価高騰により、施設の運営はますます厳しくなっております。特に米をはじめとする給食材料費の上昇は、利用者への食事提供に支障をきたしている施設も出ている状況です。物価高騰対応への更なる支援を要望いたします。

### **3．介護老人保健施設の建替え・改築や防災対策等への支援**

本格実施から35年を過ぎた介護老人保健施設は、多くが建替え・改築の時期を迎えておりますが、十分な内部留保を持たない上に資材等の高騰により、その実施を引き延ばしているのが現状です。

また近年、自然災害による被害が甚大化する中、介護老人保健施設の地域における防災拠点としての必要性が増しています。

そこで、施設の建替え・改築と、耐震化や発電・蓄電設備等の整備に対する更なる支援を要望いたします。

### **4．介護老人保健施設における介護DX推進のための支援**

地域包括ケアシステムの構築を目指す中、ICTの活用による医療・介護・地域の情報連携ネットワークの普及は、ますます重要性が増しています。

また、職員の負担軽減と業務効率化のために介護ロボット導入やペーパーレス化は必須です。

しかし、介護施設では収支状況が厳しいことから、これらのシステムの導入が進んでおりません。そこで、介護老人保健施設におけるICT機器や介護ロボット導入に対する地域医療介護総合確保基金の補助率アップ等の支援策を要望いたします。

### **5．介護老人保健施設における非日常的な医療行為等に対する給付**

介護老人保健施設の介護報酬では医療費が包括となっており、新型コロナウイルス等の感染症が発生し医療機関へ転院するまでの間の医療行為や、急変時の非日常的な医療、難病、更には最近増加してきた高額な薬剤費への対応は経営を圧迫しております。そこで、これらの医療行為等については、コストを別枠で給付することを要望いたします。

以上

## II. 令和8年度税制改正に関する要望

### 消費税

#### 1. 介護保険サービスの提供にかかる消費税について抜本的に解決すること (理由)

平成元年4月1日施行の消費税法においては、社会政策的配慮から、介護保険サービスの提供及び社会保険医療の給付等は原則非課税取引とされました。そのため、各事業者が支払った消費税については、仕入税額控除が認められず、事業者が消費税の負担者になるという、多段階課税方式をとる消費税法に沿わない取扱いがされてきました。介護保険サービスの提供や社会保険医療の給付等は、その価格が公定とされており、消費者に消費税相当額の転嫁をすることが出来ず、発生した控除対象外消費税等が事業者のコストとなり、これが経営上大きな問題となっています。また、物価が高騰している現状では、光熱費・消耗品や材料費などの値上げに付随して消費税の負担が増加しており経営を圧迫しています。全老健による介護老人保健施設における消費税負担額調査でも、控除対象外消費税等の負担が経営に大きな圧迫をもたらすとの結果が認められました。

そこで、介護保険サービスの提供に係る消費税の取扱いについて、介護老人保健施設の適正な経営が維持されるよう原則課税とするなど抜本的解決を強く要望いたします。なお、その場合、利用者本人の負担が増加しないような措置も合せて要望いたします。

### 法人税

#### 2. 介護老人保健施設用建物等の耐用年数の短縮すること (理由)

平成10年度税制改正で、平成10年4月1日以後に取得する建物について、定率法による償却方法が認められなくなり定額法による償却方法のみとされました。更に平成28年度税制改正で、建物附属設備及び構築物の償却方法も定額法のみとされたことから、設備投資の初期段階での減価償却費が従前に比べ小さくなり、設備投資の回収速度が低下しています。そのため、介護老人保健施設を建設する際の借入金の返済能力が低下して、経営を圧迫する要因となっています。そこで、介護老人保健施設の用に供される建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を39年から31年に短縮することを要望いたします。

また、上記1.で掲げた介護保険サービスの提供にかかる控除対象外消費税問題に関連して、控除対象外消費税の補填を公定価格の見直しにより行う場合に

は、それをより精緻化する観点から、介護老人保健施設用建物等（鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート造）の耐用年数を39年から31年に短縮して計算された減価償却費相当額に、建物等に係る大規模修繕等の修繕費相当額を加算して算定することを要望いたします。

### 3. 地域包括ケアシステム実現に資する建物等の投資減税がされること

（理由）

平成31年度税制改正において、「地域医療構想に向けた再編等の推進」の観点で、「構想適合病院用建物等」について2年間の時限措置として8%の特別償却が認められ、その後令和9年3月31日まで延長されています。介護老人保健施設においても、地域包括ケアシステム実現の立場から、建物等を新築・改築、増築、転換することが見込まれます。そこで、介護老人保健施設用建物等についても、病院用建物等と同等の特別償却制度が創設されることを要望いたします。

### 4. 賃上げ促進税制における税額控除上限が引き上げられること

（理由）

介護保険事業従事者の人材不足や賃金上昇に対応するため、令和6年度の介護報酬改定において従事者の処遇改善のための加算が拡充されました。この加算を実効性のあるものにするために政府より賃上げ促進税制の積極的な活用が推進されています。しかし、賃上げ促進税制における税額控除額の上限は、法人税額又は所得税額の20%であり、人件費率が高くかつ利益率の低い介護保険事業においては、控除税額が税額控除上限を超えてしまい税制を十分に活用できない傾向があります。介護保険事業においても構造的な賃上げを実現するために、税額控除額の上限を引き上げられることを要望します。

### 5. 介護老人保健施設における介護DXへの対応及び省エネルギー対策への設備投資等に係る固定資産税、償却資産税の非課税措置が創設されること

（理由）

介護業界における人材不足の解消は喫緊の課題です。その解消のためにも介護DX（デジタル・トランスフォーメーション）の実現は国が推進する重要な施策であります。この施策へ対応するために介護現場では、ICT機器や介護ロボット等の導入時に大きな負担が生じています。国の推進する施策であるならば、本来その費用は全額国費とすべきと考えます。現在、地域医療介護総合確保基金等による介護ロボット・ICT機器導入の補助金が交付されていますが、その補完する施策として介護現場におけるデジタル化等に資する設備投資並びにシステム投資を支援する税制措置（即時償却又は税額控除を選択適用できる

措置及び一定期間の固定資産税（償却資産税）の軽減措置の創設）を要望します。

また、近年の電気・ガス等のエネルギー価格の高騰によって必要コストが上昇し、国が定める公定価格により経営する介護老人保健施設は、経営状況が大変厳しい現状があります。このような状況において、施設が行う省エネルギー効果の高い設備投資（建物附属設備、構築物、器具備品）について、固定資産税、償却資産税の非課税措置創設を要望いたします。

### 事業税

#### 6. 食事及び居住に要する費用に係る事業税非課税の明確化がされること

（理由）

介護保険制度見直しの一環として、平成17年10月から、食費は利用者の全額自己負担、居住費の一部が自己負担化されました。この食費・居住費は、平成18年3月31日厚生労働省告示第249号「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等」によらない利用料、すなわち利用者が選定できない介護サービスであって、介護保険適用外となつても、その性格は、いわゆる「自費」とは明らかに性格を異にするものです。

介護保険制度施行前の平成11年度まで、食費が利用者の全額自己負担であった時期においても、この食費にかかる収入は社会保険診療として計算し、事業税の課税対象ではありませんでした。

食費が全額自己負担化されたこと、また、居住費の一部が自己負担化されたことをもって、事業税の対象範囲が変更されたと判断されることがないよう、地方税法第72条の23第3項第4号「同法の規定により定める金額に相当する部分」の次に、括弧書きで（相当する部分には、食事の提供に要する費用、居住に要する費用を含む）を追加し、事業税の計算の明確化を要望いたします。

### 固定資産税、償却資産税及び不動産取得税

#### 7. 地域包括ケアシステム構築を担う介護老人保健施設用建物及び設備等に係る固定資産税、償却資産税及び不動産取得税の減額措置が創設されること

（理由）

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が求められています。

この地域包括ケアシステム構築において、在宅医療・介護の場となるサービ

ス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要との観点から、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税及び不動産取得税については、一定の要件のもと減額措置が時限的に設けられています。これと同等に、地域の拠点として地域包括ケアシステム構築の一翼を担う介護老人保健施設用建物及び設備等についても、新築の際、固定資産税、償却資産税及び不動産取得税について減額措置が創設されることを要望いたします。

以上